

10年保存

地発第 0330022 号
基発第 0330024 号
職発第 0330026 号
平成19年3月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

林業振動障害者職業復帰推進員の配置について

林業振動障害者職業復帰推進員（以下「推進員」という。）については、「林業振動障害者職業復帰推進員規程（平成13年厚生労働省訓第46号）」及び平成元年6月30日付基発第367号及び職発第360号「林業振動障害者職業復帰推進員について」により推進員制度の運営を行ってきたところである。

しかしながら、振動障害に罹患し療養中の者が減少していること及び該当者の高齢化により再就職希望者が減少していることから、再就職を希望する振動障害軽快者（林業における振動障害に従事したことによって振動障害に罹患した労働者のうち、症状が軽快し、振動業務以外の一般的な労働が可能と認められた者をいう。）への求人情報提供、職業相談等を行っている公共職業安定所の推進員を廃止することとしたところである。

については、別紙1「林業振動障害者職業復帰推進員規程（〔改正〕平成19年厚生労働省訓第6号）」及び別紙2「林業振動障害者職業復帰推進員設置要領」に基づき効果的な業務運営のために推進員を活用されたい。

なお、平成元年6月30日付基発第367号及び職発第360号「林業振動障害者職業復帰推進員について」は廃止する。

○厚生労働省訓第6号

部 内 一 般

林業振動障害者職業復帰推進員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月29日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

林業振動障害者職業復帰推進員規程の一部を改正する訓令

林業振動障害者職業復帰推進員規程（平成13年厚生労働省訓第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに適正な職業選択及び就職後における職場への適応の推進（次条において「職業復帰等」という。）」及び「及び厚生労働省職業安定局長が必要と認める公共職業安定所」を削る。

第2条中「職業復帰等」を「職業復帰」に改める。

第3条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は公共職業安定所長」を削り、「次の各号に掲げる」を「振動障害軽快者の職業復帰に関する調査、相談、指導その他振動障害軽快者の職業復帰を推進するために必要な」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

第6条中「又は厚生労働省職業安定局長」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

○林業振動障害者職業復帰推進員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第46号）

〔改正〕平成19年3月29日訓第6号

部 内 一 般

林業振動障害者職業復帰推進員規程を次のように定める。

林業振動障害者職業復帰推進員規程

（設置）

第1条 労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者であつて、林業における振動業務に従事したことによつて振動障害にかかったもののうち、その症状が軽快したもの（以下「振動障害軽快者」という。）の職業復帰の推進に関する業務の円滑な運営に資するため、厚生労働省労働基準局長が必要と認める都道府県労働局又は労働基準監督署に林業振動障害者職場復帰推進員（以下「推進員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 推進員は、社会的信望があり、かつ、振動障害軽快者の職場復帰に関する深い関心と理解を有する者であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

（職務）

第3条 推進員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、振動障害軽快者の職業復帰に関する調査、相談、指導その他振動障害軽快者の職業復帰を推進するために必要な事務のうち、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が定める事務を行う。

2 推進員は、必要に応じ、関係機関等と密接に連絡して、前項の事務を行うものとする。

（任期等）

第4条 推進員の任期は、1年以内とする。

2 推進員は、非常勤とする。

（秘密を守る義務等）

第5条 推進員及び推進員であつた者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 推進員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

（その他の事項）

第6条 この規定に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房

地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年3月厚生労働省訓第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

「林業振動障害者職業復帰推進員設置要領」

林業振動障害者職業復帰推進員（以下「推進員」という。）の配置については、「林業振動障害者職業復帰推進員規程」（平成13年厚生労働省訓第46号〔改正〕平成19年厚生労働省訓第6号）により、その大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

1 職務

推進員は、都道府県労働局又は労働基準監督署に配置し、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 林業における振動業務に従事したことによって振動障害に罹患した労働者のうち、症状が軽快し、振動業務以外の一般的な労働が可能と認められた者（以下「振動障害軽快者」という。）の実情の把握に関すること、職業復帰に関する希望の聴取等振動障害軽快者の職業復帰に係る調査、相談及び指導に関すること並びに振動障害軽快者名簿及び振動障害軽快者職業復帰個人別記録票その他振動障害軽快者の職業復帰に係る書類の作成整備に関すること。
- (2) 関係事業主に対する振動障害軽快者の職業復帰に係る啓蒙に関すること。
- (3) 振動障害者社会復帰援護金、振動障害者雇用援護金、振動障害者職業復帰促進事業特別援護金、振動障害者広域社会復帰活動費の効果的な活用に関すること。
- (4) 林業振動障害者職業復帰対策協議会（以下「協議会」という。）又は林業振動障害者職業復帰対策地区協議会（以下「地区協議会」という。）の構成員等との連絡及び調整等これらの会議の運営に関すること。
- (5) その他振動障害軽快者の職業復帰の推進に関すること。

2 委嘱

推進員は、非常勤とし、次の要件を具備した者のうちから、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり、振動障害軽快者の職業復帰の推進に関して深い関心と理解を有する者であつて、振動障害軽快者の職業復帰を積極的に推進する熱意を有する者であること。
- (2) 振動障害軽快者の職業復帰の推進に関して、振動障害軽快者、関係事業主等の指導及び関係行政機関等との連絡に当たる者として適任と認められる者であること。
- (3) 推進員に委嘱されることにより自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとする者でないこと。
- (4) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて推進員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

3 任期等

推進員の任期は、原則1年とし、委嘱日は原則毎年4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において推進員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残留任期とする。

なお、推進員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

推進員に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

5 遵守義務

推進員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 推進員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

推進員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

イ 局長は推進員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ①本人の承諾書(様式1) 1通
- ②履歴書(様式2) 1通
- ③委嘱辞令(写)(様式3) 1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条(欠格事項)該当の有無に注意すること。

ロ 局長は、委嘱をしたときは、林業振動障害者職業復帰推進員証票(様式6)(以下「推進員証票」という。)を交付すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

イ 局長は、推進員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

- ①解職辞令(写)(様式4) 1通

なお、推進員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届(様式5)を徴すること。

ロ 局長は、推進員を解職したときは、推進員証票を遅滞なく返納させること。

(4) 公務災害

推進員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)に基づく所定の手続きをとること。

(5) 執務準則

推進員が、その業務を行うに当たっては、別紙「林業振動障害者職業復帰推進員執務準則」により行う。

様式1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名 印

林業振動障害者職業復帰推進員に就任することを承諾します。

履 歴 書

現 住 所

氏 名

生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学 〇〇学部 〇〇科卒業

(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日

(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、
最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

様式3

氏 名

林業振動障害者職業復帰推進員を委嘱する。

任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

様式4

氏 名

林業振動障害者職業復帰推進員を委嘱を解く。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ）のため
死亡したので、お届けします。

記

〇〇労働局
林業振動障害者職業復帰推進員
氏 名

林業振動障害者職業復帰推進員証票

氏名 ○ ○ ○ ○ (歳)
○○ 年 月 日生
住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

上記の者は林業振動障害者職業復帰推進員であることを証明する
平成 年 月 日

○○労働局長 印

(B 8 版)

(注 意)

1. この証票は、調査のため事業場等を訪問するときは必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
2. この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
4. この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、または推進員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
5. この証票の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(B 8 版)

(注) この証票については本省において印刷別途管理換する。

「林業振動障害者職業復帰推進員執務準則」

- 1 林業振動障害者職業復帰推進員（以下「推進員」という。）は、その職務を行うに当たっては、「林業振動障害者職業復帰推進員規程」（平成13年厚生労働省訓第46号〔改正〕平成19年厚生労働省訓第6号）によるほか、この林業振動障害者職業復帰推進員執務準則によらなければならない。
- 2 推進員は、都道府県労働局又は労働基準監督署に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 林業における振動業務に従事したことによって振動障害に罹患した労働者のうち、症状が軽快し、振動業務以外の一般的な労働が可能と認められた者（以下「振動障害軽快者」という。）の実情の把握に関する事、職業復帰に関する希望の聴取等振動障害軽快者の職業復帰に係る調査、相談及び指導に関する事並びに振動障害軽快者名簿（様式第2号）及び振動障害軽快者職業復帰個人別記録票（様式第3号）その他振動障害軽快者の職業復帰に係る書類（様式第4号）の作成整備に関する事。
 - (2) 関係事業主に対する振動障害軽快者の職業復帰に係る啓蒙に関する事。
 - (3) 振動障害者社会復帰援護金、振動障害者雇用援護金、振動障害者職業復帰促進事業特別援護金、振動障害者広域社会復帰活動費の効果的な活用に関する事。
 - (4) 林業振動障害者職業復帰対策協議会（以下「協議会」という。）又は林業振動障害者職業復帰対策地区協議会（以下「地区協議会」という。）の構成員等との連絡及び調整等これらの会議の運営に関する事。
 - (5) その他振動障害軽快者の職業復帰の推進に関する事。
- 3 推進員の職務は、振動障害軽快者及び林業事業場等の実情を把握し、振動障害軽快者の職業復帰を積極的に推進することにその主たる目的があるので、推進員は、常に局長又は署長の指示を受けて適正な調査、連絡及び指導を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。
- 4 推進員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、その都道府県労働局長又は署長に報告し、その処理について局長又は署長の指示を受けなければならない。
 - (1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要があるもの等自らその指導を行うことが適当でないと判断した場合
 - (2) その他事案の内容から判断して局長の指示を受ける必要があると判断した場合

5 推進員は、2に掲げる職務に関し、庁外活動を行ったときは、庁外活動報告書（様式第1号）を遅滞なく局長若しくは署長に提出するものとする。

6 推進員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 推進員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
- (5) 庁外活動を行う場合には、身分を示す証票を携帯すること。

様式 1

林業振動障害者職業復帰推進員庁外活動報告書

平成 年 月 日

〇〇労働局長

殿

〇〇労働基準監督署長

〇〇労働局

林業振動障害者職業復帰推進員

氏

名

印

振動障害軽快者の職業復帰推進業務について、平成 年 月 日
庁外活動を行った結果を下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容

様式 2

振動障害軽快者名簿

整理 番号	氏 名	住 所	診 断 確 定 年 月 日	備 考

